

# GBP 通報方針

## 2014年8月

### はじめに

フィリップスは、最高水準のビジネス活動を行うことを約します。またフィリップスは、この宣言を **General Business Principles** および会社の基本方針（“GBP”と総称します。）に組み入れました。

しかしながら、**GBP** に規定されたビジネス活動の基準が守られない場合もあります。本方針は、そのような不遵守の行為があるのではと感じた場合、もしくは発見した場合に取りうる措置について記載します。

### 通報チャネル

従業員には、**GBP** 適用に関連する問題について、マネジメントと共に解決できない場合、又は会社としての誠実さを直接脅かすおそれのある場合は、**GBP** コンプライアンスオフィサーもしくは **Philips Ethics Line** に報告すること（“申立”と言います。）が求められています。

各 **GBP** コンプライアンスオフィサーの詳細な連絡先は、フィリップスのイントラネット ([pww.ethics.philips.com](http://pww.ethics.philips.com)) に掲載されています。申立は、**GBP** コンプライアンスオフィサー本人に直接、もしくは電話、電子メールもしくは普通郵便により提出できます。

**Philips Ethics Line** は、フリーダイヤルの電話回線およびインターネットポータルで、年中無休で、全従業員による利用が可能です。申立は、各地域の適用法令によって許される範囲内において、**Philips Ethics Line** を通じて匿名で提出できますが、匿名の場合は包括的な調査を困難にする可能性があります。詳細については、[pww.ethics.philips.com](http://pww.ethics.philips.com) のコンプライアンスおよび通報の項目をご覧ください。

**GBP** コンプライアンスオフィサーもしくは **Philips Ethics Line** に連絡できない場合、**Secretary of the GBP Review Committee** (Amstelplein 2, HBT-16, 1096 BC Amsterdam, The Netherlands) に申立を提出することも可能です。

申立が **Chairman of the GBP Review Committee**、又は **Executive Committee** のメンバーに関連する場合、**Chairman of the Supervisory Board** (Amstelplein 2, HBT-15, 1096 BC Amsterdam, The Netherlands) に申立ができます。

この **GBP** 通報方針は、例えばハラスメントの場合にはオンブズマンを関与させるなどの選択肢を提供するなどにより、より具体的な（現地での）苦情、又は申立の手続を補足することを目的としています。利用可能なより具体的な手続、又は苦情チャネルに問題を提出することを望む場合は、例えば、雇用問題については該当する人事本部の相談窓口などの手続、又はチャネルを利用することを勧めます。

### 申立の内容

申立に対する回答、又は調査においてフィリップスに協力し、問題の本質、程度及び緊急性に関して適正な評価を行うために、把握する全ての関連情報を開示することが要求されます。

## 通報手順

フィリップスが自社への影響を可能な限り最小限にするために必要と考えられる適切な是正策を行うために、申立は、本 GBP 通報方針に従って社内で提出されなければなりません。

## 調査

申立が登録された場合、GBP コンプライアンスオフィサー（又は GBP Review Committee により任命された者）は、申立が調査され、又は申立が適切な苦情チャンネルに対し行われるように手配します。調査は、全ての関係者に対して公正かつ信頼できるある方法で行われます。GBP Review Committee は、申立が独立、公平かつ偏見なく調査されることを保証する監督責任を負い、国内外の法令と関連する規制を正當に遵守しながら事実を調査します。調査に関与する各従業員には、任命された調査員への協力が求められます。従業員が関連情報を提供しない場合、従業員とフィリップス間の義務違反を構成します。調査についての詳細情報に関しては、Philips Investigation Manual を参照下さい。

申立の登録から最長 2 ヶ月以内に、GBP コンプライアンスオフィサーは、調査の結果を申立者に通知します。Philips Ethics Line に申立をした場合、与えられた ID ナンバーを以って、通報日から 2 ヶ月経過後に Ethics Line に連絡できます。調査が開始され、2 ヶ月以内に完了していない場合、完了予定日が通知されます。また、申立への対応方法に不満がある場合、又は違反疑惑を通報したことに対し、報復行為、又は危害を受けると懸念する正当な理由がある場合は、それについて GBP Review Committee (Amstelplein 2, HBT-16, 1096 BC Amsterdam, The Netherlands) に書面にて通知できます。

## 守秘義務

取調べもしくは調査に関する本人もしくは他の関係者の身元を含む、違反疑惑に関連する情報は、フィリップスグループもしくはフィリップスの外部（例えば、法医学上の監査人、弁護士）に於いて、本 GBP 通報方針及び法令、もしくは規制上の義務を遵守するために、又は事後の訴訟手続のために、そのような情報を必要とするフィリップスグループ内の機能（つまり、調査員、各 GBP コンプライアンスオフィサー、Corporate Internal Audit のメンバー及び本社の Corporate Legal Department のメンバー）にのみ開示されます。調査に関与するフィリップスの従業員は、事案を秘密として取扱わなければなりません。

## 報復行為の禁止

フィリップスは善意で行った申立、調査の一環として行われる申立に関連する情報を開示したこと、又は申立に関連する調査へ他の方法で関与したことを理由として、従業員に対し、解雇、降格、停職、脅迫、嫌がらせ、もしくはあらゆる報復的行為を行いません。報復行為は本方針の重大な違反とみなされ、かかる従業員に更なる危害が加えられることを防止し、報復行為の責任を負う者を懲罰するために、適切な対策が取られます。報復的行為から保護される従業員の権利は、申立、事後の調査、訴訟手続の対象となる活動への関与について、免責を与えるものではありません。

本 GBP 通報方針の悪用、例えば、悪意をもって行われたことが後に証明された申立または虚偽であることが判明した申立の提出があった場合は、本 GBP 通報方針を悪用した従業員に対し、懲罰もしくは法的措置（雇用の終了を含みます）を講じます。

## GBP 通報方針

Secretariat Review Committee GBP

[GBP.helpdesk@philips.com](mailto:GBP.helpdesk@philips.com)

[pww.ethics.philips.com](http://pww.ethics.philips.com)



本方針は、Philips General Business Principles の不可分の一部である。

[pww.gbp.philips.com](http://pww.gbp.philips.com)

Royal Philips (Koninklijke Philips N.V.)

[www.philips.com](http://www.philips.com)